

# 「福祉用具貸与サービスステーションおもと園」重要事項説明書

社 会 福 祉 法 人 お も と 会  
福祉用具サービスステーションおもと園

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
福祉用具貸与（沖縄県指令福第 305号）  
事業所番号 4770104075

当事業所はご契約者に対して福祉用具貸与サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。

## ◇◆目次◆◇

1.	事業者 .....	2
2.	事業所の概要 .....	2
3.	職員の配置状況 .....	2
4.	事業実施地域及び営業時間 .....	3
5.	当事業所が提供するサービス内容と利用料金 .....	3
6.	衛生管理等について .....	4
7.	苦情の受付について .....	5
8.	事故発生時の対応 .....	5
9.	個人情報保護について .....	5
10.	虐待防止について .....	6
11.	身体拘束廃止について .....	6
12.	認知症ケアについて .....	6
13.	ハラスメントについて .....	6
14.	利益供与の禁止について .....	6
15.	記録の整備、保管及び開示について .....	6
16.	その他運営に関する留意事項について .....	7
17.	第三者による評価の実施状況 .....	8

## 1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 おもと会
- (2) 法人所在地 沖縄県那覇市安里1丁目7番地3号
- (3) 電話番号 098-867-7010
- (4) 代表者氏名 理事長 石井 和博
- (5) 設立年月 昭和47年5月11日

## 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 福祉用具サービスステーションおもと園  
令和1年8月1日指定  
介護保険事業者番号 4770104075
- (2) 事業所の目的  
在宅の老人に対して、福祉用具貸与サービスを提供することによって、利用者のQOL向上、心身機能の維持向上等を図るとともに、その家族の身体的精神的な負担を軽減することを目的とする。
- (3) 事業所の名称 福祉用具サービスステーションおもと園
- (4) 事業所の所在地 沖縄県那覇市寄宮1丁目16番地12
- (5) 電話番号 098-833-1555
- (6) 管理者氏名 牧主 千代美
- (7) 当事業所の運営方針  
当事業所は、介護保険法による要支援1～介護度5と認定された第一号並びに第二号被保険者で生活の援助、心身機能の維持向上の一助となるように福祉用具貸与し、その家族の身体的、精神的な負担の軽減を図る。
- (8) 開設年月 令和1年8月1日

## 3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定福祉用具貸与サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉 ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	職員数	職務内容
① 管理者	兼務1名	従業者及び業務実施状況の把握、その他業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に対し指揮命令を行う。
② 専門相談員 ③ 専門相談員	兼務1名 常勤3名	利用者が有する能力に応じ、自立した生活が営むことができるよう、あるいは介護者等の負担を軽減するよう、適切な福祉用具の選定を行うとともに、その相談に応じる。

#### 4. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 那覇市・浦添市・宜野湾市・西原町・南風原町とする。
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日 (土・日・祝祭日・12月31日～1月3日・旧暦7月15日は休み)
受付時間	月～金曜 8時30分～17時30分
サービス提供時間	月～金曜 8時30分～17時30分

#### 5. 当事業所が提供するサービス内容と利用料金

- (1) 提供するサービス内容は、居宅サービス計画及び介護予防サービス計画に沿って作成した福祉用具貸与計画、介護予防福祉用具貸与計画に基づき行います。

- (2) 福祉用具貸与の取扱種目 (料金についてはカタログを御参照ください。)

- ①車いす                      ②車いす付属品                      ③特殊寝台                      ④特殊寝台付属品  
 ⑤床ずれ防止用具      ⑥体位変換器                      ⑦手すり                      ⑧スロープ  
 ⑨歩行器                      ⑩歩行補助つえ                      ⑪認知症老人徘徊感知機器  
 ⑫移動用リフト

- (3) 福祉用具専門相談員はサービスの提供に当たって、次の行為はできませんので、あらかじめご了承ください。

- ①医療行為  
 ②利用者または家族の金銭、預貯金通帳などの預かり  
 ③利用者または家族からの金銭、物品、飲食の授受

- (4) サービス利用料金

下記の料金表によって、利用料金から介護保険給付費額（9割～7割）を除いた金額（自己負担額）1～3割をお支払い下さい。

1. サービス利用料金	サービスを受けられる機器の1ヶ月の金額
2. うち、介護保険から給付される金額	9割～7割
3. サービス利用に係る自己負担額（1－2）	1割～3割

☆ ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせてご契約者の負担額を変更します。

- (5) 利用料金のお支払い方法

- ◎ 暦月1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので下記のいずれかの方法でお支払いください。（1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

- 指定口座振込み・・・請求書発行月の月末までにお振込み下さい。



## 7. 苦情の受付について

### (1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口担当者 牧主 千代美 (管理者)
- 受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:30
- 電話番号 098-833-1555
- F A X 098-833-1516

### (2) 行政機関その他苦情受付機関

那覇市役所 ちゃーがんじゅう課	所在地 那覇市泉崎1-1-1 電話番号 098-862-9010 F A X 098-862-9648 受付時間 09:00～17:00
浦添市役所 いきいき高齢支援課	所在地 浦添市安波茶1-1-1 電話番号 098-876-1291 F A X 098-876-5011 受付時間 09:00～17:00
宜野湾市役所 介護長寿課	所在地 宜野湾市野嵩1-1-1 電話番号 098-893-4411 受付時間 09:00～17:00
沖縄県介護保険広域連合 業務課指導係	所在地 中頭郡読谷村字比謝疔 55 番地 2F 電話番号 098-911-7502 F A X 098-911-7506 受付時間 09:00～17:00
国民健康保険団体連合会	所在地 那覇市西3丁目14番18号 電話番号 098-860-9026 受付時間 09:00～17:00

## 8. 事故発生時の対応

- (1) 利用者に対する福祉用具機器の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 利用者に対する福祉用具機器の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
- (3) 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

## 9. 個人情報保護について

- (1) 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めます。
- (2) 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又はその代理人の了解を得るものとします。

## 10. 虐待防止について

- (1) 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
  - ① 従業者へ、虐待防止に関する研修を定期的実施する。
  - ② 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備を行う。
  - ③ その他、虐待防止の為の必要な措置を行う。
  - ④ 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものを定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
  - ⑤ 虐待防止のための指針の整備
  - ⑥ 措置を適切に実施するための担当者の設置
- (2) 事業所は、サービス提供中に従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村又は地域包括支援センターに通報する。

## 11. 身体拘束廃止について

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、利用者に対する身体拘束、その他の行動を制限する行動を行いません。

## 12. 認知症ケアについて

事業所は、認知症に関する十分な知識と理解を習得し、専門性と資質の確保・向上を目的とし定期的に研修を実施し、認知症高齢者への対応として、総合的なアセスメントを踏まえ、環境、チームケアを統一することで、認知症高齢者のニーズに即した生活支援を行います。パーソンズケア（いつでもどこでもその人らしく）本人の自由意思を尊重したケアを実践します。

## 13. ハラスメントについて

事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または、優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

## 14. 利益供与の禁止について

事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しないものとします。

## 15. 記録の整備、保管及び開示について

事業所は、利用者に対するサービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存します。サービス提供記録など、利用者にかかる記録については、利用者及びその家族の求めに応じて開示いたします。

## 16. その他運営に関する留意事項について

従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。

- (1) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
- (2) 事業所は、福祉用具貸与に関する記録を整備し、から5年間保存するものとします。
- (3) 正当な理由なくサービスの提供を拒みません。
- (4) 当事業所によるサービス提供が困難な時には、速やかに適当な他の指定福祉用具貸与事業者を照会する等の措置を講じます。
- (5) 要介護認定等の認定を受けていない利用申込者に対しては、当該利用者の意向を踏まえて、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。必要に応じて、更新申請も視野に入れて援助を行います。
- (6) 利用申込者が法定代理受理事務サービスの提供を受けるための援助を行います。
- (7) 居宅サービス計画が作成されている場合には、計画に沿ったサービスを提供するとともに、利用者に計画の変更の意向があるときは必要な援助を行います。
- (8) 利用者の要介護認定等につき認定審査会意見が付されている場合には、認定審査会意見には配慮してサービスを提供します。
- (9) 従業者に身分を証する書類を携行させ、利用者又は家族から求められたときは、これを提示するものとします。
- (10) 従業者は、社会的使命を認識し、従業者の質的向上を図るため、研究、研修の機会を設け事業体制を整備します。
- (11) 利用者からの相談又は苦情等に対する窓口を置き、文書で記録し保管します。

## 17. 第三者による評価の実施状況

第三者評価の実施の有無： なし

福祉用具貸与サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行い交付しました。

年 月 日

福祉用具サービスステーションおもと園

説明者職員名 専門相談員 氏 名

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、福祉用具貸与サービスの提供開始に同意し受領しました。

年 月 日

利用者 住 所

氏 名

利用者自身が判断を下せない状況になった場合は、私が身元引受人として判断・対応します。  
(契約時において判断が下せない場合、下記の方をご契約当事者とさせていただきます)

年 月 日

代理人 住 所

氏 名

ご利用者との関係

親族 ( : 続柄 )

成年後見人

代理人

\*確認資料をお見せいただく場合がございます。

あらかじめご了承ください。